

## 採点にあたって考慮した試験問題

平成25年8月28日（水）に実施した登録販売者試験問題について、試験実施後に精査した結果、問題の記述の一部に適切ではないと思われる問題が3問ありました。

この3問については、受験者に不利となることのないよう受験者全員を正解として採点しました。

なお、採点にあたって考慮した試験問題は、以下のとおりです。

### 1. 「問22」：正解なし（当初予定していた正解2）

問22 次のかぜ薬の配合成分のうち、小児で水痘（水疱瘡）又はインフルエンザにかかっているときは使用を避ける必要がある成分であり、一般用医薬品では、小児に対してはいかなる場合も使用しないこととなっているものはどれか。

- 1 ジヒドロコデインリン酸塩（リン酸ジヒドロコデイン）
- 2 エテンザミド
- 3 リゾチーム塩酸塩（塩化リゾチーム）
- 4 ブロムヘキシシン塩酸塩（塩酸ブロムヘキシシン）
- 5 アセトアミノフェン

#### 【解説】

2のエテンザミドに関する記述として出題しましたが、エテンザミドは小児に対して使用される場合があり、正解がありませんので、受験者全員を正解として採点しました。

2. 「問89」：正解なし（当初予定していた正解は3）

問89 行政庁の監視指導等に関する以下の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 都道府県知事は、必要があると認めるときは薬局開設者、医薬品の販売業者に対して必要な報告をさせることができる。
- 2 薬事監視員は、無承認無許可医薬品、不良医薬品又は不正表示医薬品等の疑いのある物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去することができる。
- 3 都道府県知事は、薬局の管理者又は店舗管理者に対して、その構造設備が基準に適合しない場合には、その構造設備の改善を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者に対して、薬局の管理者、店舗管理者又は区域管理者の変更を命ずることができる。

**【解説】**

医薬品の収去に関して、医薬品を収去するのは知事の指示を受けた薬事監視員であることから、設問2は「正しい記述」として出題しました。しかし、薬事法では、「都道府県知事（店舗販売業の場合は、保健所を設置する市長又は特別区の区長）は、必要があると認めるときに、当該職員（薬事監視員）に収去させることができる」と規定しており、2の記述では、薬事監視員に直接収去権限が付与されているものと誤解されるおそれもあることから、2の記述は不適切と判断し、正解なしとして受験者全員を正解として採点しました。

3. 「問 1 1 9」: 正解なし (当初予定していた正解は 1)

問 119 医薬品の保管及び取扱い上の注意に関する以下の記述の正誤について、正しい組み合わせはどれか。

- a シロップ剤は変質しやすいため、開封後は冷蔵庫に保管することが望ましい。
- b 医薬品を別の容器へ移し替えると、日時が経過して中身がどんな医薬品であったか分からなくなってしまうことがあり、誤用の原因となるおそれがある。
- c 錠剤、カプセル剤、散剤は、取り出したときに室温との急な温度差で湿気を帯びるおそれがあるため、冷蔵庫内での保管は不適當である。
- d 眼科用薬では、複数の使用者間で使い回されると、使用に際して薬液に細菌感染があった場合に、別の使用者に感染するおそれがある。

	a	b	c	d
1	正	正	正	正
2	正	正	正	誤
3	正	正	誤	正
4	正	誤	正	正
5	誤	正	正	正

【解説】

設問 d は「正しい記述」として出題しましたが、正しくは「薬液に細菌汚染」と記載すべきところ、「薬液に細菌感染」として記載したため、語句の誤りにより、設問 d は「誤った記述」となります。

語句の誤りなどの細部について問う問題は不適切と判断し、正解なしとして受験者全員を正解として採点しました。